

小規模企業共済の加入をご検討下さい！

小規模企業共済制度のポイント

- その1 廃業時・退職時に共済金を受け取ることができます。
受取方法は、一括・分割・両者の併用のいずれかを選ぶことができます。
- その2 共済金は税法上「退職所得」または「公的年金等の雑所得」となり、税法上控除などが比較的大きいため、税金が安くなります。
- その3 掛金は毎月 1,000 円～70,000 円まで選ぶことができます。また、掛金は全額所得から控除でき、節税が図れます。
- その4 事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人不要)

加入対象

個人開業されている先生の場合・・・常時使用する従業員が5人以下であれば加入できます。
(注意) 医療法人化した場合は、小規模企業共済の加入はできませんので、ご注意下さい。

加入のシミュレーション

(例) ○○歯科クリニック 院長A氏(40歳) 課税所得 1,000万円
平成22年4月に小規模企業共済加入(掛金7万円/月、30年後(平成52年3月)に事業廃止した場合

(試算結果)

①共済金受取金額(事業廃止の場合)

受取金額 30,436,000円 ⇔ 掛金総額 25,200,000円

30年で約500万円の運用益が出ます！

②節税効果

	所得税	住民税	税額合計	節税額
加入前	1,764,000円	1,004,000円	2,768,000円	361,200円/年
加入後	1,486,800円	920,000円	2,406,800円	

③まとめ

上記例のケースですと、①のとおり、掛金プラスαで共済金を受け取ることができ、さらに②のとおり、30年間で361,200×30年=10,836,000円の節税が可能となります。

(注意！！)

上記はあくまで試算結果です。加入条件・税制改正等により受取金額・節税効果等が異なる場合もございます。

お問い合わせ先

税理士法人イースリーパートナーズ

TEL : 072-686-5131 FAX : 072-686-5090

URL : <http://www.clinic-e3-partners.com>